

令和3年7月豪雨災害企業復興成長応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、令和3年7月豪雨災害企業復興成長応援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「県内中小企業者等」とは、鳥取県内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号、以下「強化法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に該当する個人事業主又は会社、同条第6項に定めるもの又は任意グループ（組織化された団体として活動しているもの又は組織化を図ろうとして連携の途上にあり組織を運営するための具体的な活動を始めているものであって、かつ、強化法第2条第1項に定める中小企業者又は同条第6項に定める組合等の複数で構成され、構成員の利益となる事業を行うものをいう。以下同じ。）をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、令和3年7月豪雨災害で被害を受けた県内中小企業者等が行う設備等の復旧並びに生産性向上又は災害防護の取組を支援することで、新型コロナウイルス感染症拡大の経済的影響及び豪雨災害からの地域経済の早期回復を図るとともに、事業継続力の強化及び成長・発展につなげることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表2に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、別表1の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（千円未満は切り捨てる。また別表1の第4欄に掲げる額を上限とする。）とし、事業実施期間は別表1の第5欄に定める期間とする。

3 本補助金とは別に同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。

4 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。また、補助対象経費のうち、委託に係る経費については、県内の中小企業者等が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、商工労働部長が定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 交付目的の達成に支障が生じるおそれのある事業計画の大幅な変更

2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項に規定する変更等の承認について準用する。

3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了、中止又は廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第4号及び様式第5号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(現地調査)

第9条 知事は、前条の報告により、提出された書類を審査し、必要に応じて補助事業の進捗について、職員に現地調査を行わせることができるものとし、状況に応じて事業の進捗を促すものとする。

(補助金の支払い)

第10条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で補助事業者の補助対象経費の支払実績額に対応する補助金を補助事業者へ支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が希望する場合、知事は補助金の概算払を行うことができるものとし、その金額は、交付申請額の2分の1以内の額(千円未満切り捨て)とする。

3 知事は概算払による本補助金の支払いを行うときは、様式第9号によりあらかじめ通知するものとする。

4 知事は、第2項の規定による概算払を受けた補助事業者について、補助対象経費が適正に支出されていると認められ、概算払額と実績額との間に過不足がある場合は、補助金の過払額の返還の請求又は不足額の支払いを行うものとする。

5 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、様式第7号の概算払請求書、様式第8号の経費支出計画書を知事に提出しなければならない。

(財産の処分制限)

第11条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるものとする。

3 第7条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(収益納付)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から30日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月19日から施行する。

別表1（第4条関係）

1 補助事業	令和3年7月豪雨災害で被害のあった施設及び設備の原状回復並びに生産性向上又は災害防護対策のために実施する事業
2 補助対象者	令和3年7月豪雨災害で被災した県内中小企業者等 ただし、宿泊事業者で令和3年7月豪雨について宿泊事業者新型コロナ感染防止対策事業補助金の交付を受けた者は除く
3 補助率	3分の2
4 上限額	2,000千円
5 補助対象期間	令和3年7月7日以降の事業者が被災した日から令和4年3月31日まで

※本補助金の交付申請は、対象者につき1回を限度とする。

別表2（第4条関係）

補助対象経費		内容
改修費	施設改修費	施設（建物、構築物等）の原状回復、生産性向上又は災害防護対策に係る費用
	設備改修費	設備（機械装置、工具器具、備品等）の原状回復、生産性向上又は災害防護対策に係る費用

※施設とは、店舗、倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場等、事業の実施に必要不可欠と認められる施設をいう。

※設備とは、事業の実施に必要不可欠と認められる設備をいう。

※ここでいう原状回復とは、被害のあった施設及び設備を、修繕や買い換え、整備等の手段により再び被災前の状態に戻すための一連の工程をいう（施設及び設備の解体、撤去及び処分を含む。）。

※ここでいう生産性向上とは、被害のあった施設及び設備の現状回復に加え、生産能力や環境が従前より向上することをいう。

※ここでいう災害防護対策とは、被害のあった施設及び設備の現状回復に加えて行う、災害から防護するための措置をいう。

1 実施主体の概要

企業名	
代表者職・氏名	
住所	
電話番号・ファクシミリ	
担当者職・氏名	
メールアドレス（担当者）	
業種	
資本金・出資金（千円）	
従業員数（代表者を除く）	人
誓約事項 ※誓約する場合は、各項目の誓約欄に○を記載すること。	補助金申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。
	誓約 項目
	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

2 事業内容

(1) 事業期間	開始	令和 年 月 日 ※令和3年7月7日以降の災害にあった日以後	完了	令和 年 月 日 ※最長令和4年3月31日まで
(2) 復興計画				
被災施設・設備	被災の状況		概算被害額 (円)	現状復旧・生産性向上・災害防護対策の内容

- (注) 1 「現状復旧・生産性向上・災害防護対策の内容」には、原状回復の具体的な手段（修繕、買い換え（機種）、整備等）並びに生産性向上の状況（最新機種への更新、機種のランクアップ、機能付加など）及び災害防護対策の状況（堅牢化、防護設備の追加、移転など）について具体的に記載すること
2 必要に応じて行を増やして使用すること。（1ページに収まらなくても構わない）

【添付書類】

- 被災の状況を示す書類（令和3年7月7日以降の豪雨災害によって被害を受けたことが客観的にわかるもの（公的機関や商工団体等が発行する被災したことを証明する書類、被害を受けた施設設備の写真、被害を受けたことにより修繕したことがわかる書類 等））
- 決算書（直近）（個人事業主は確定申告書類の控え）

補助事業（変更）収支予算書

1. 収入の部

（単位：円）

科目	金額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
補助対象経費計		

2. 支出の部

被災施設・設備	経費内容	発注先 ／所在地	補助事業に 要する経費 (消費税を含む)	補助対象 経費 (消費税を除く)	負担区分	
					補助金負担	自己負担
計						

※補助率2/3

※千円未満切捨

- (注)
- 1 補助対象経費について、県外事業者への発注を予定している場合は、別紙様式「県外発注理由書」に必要事項を記載の上、収支予算書とあわせて提出すること。
 - 2 委託費及び工事費のうち、補助対象経費とできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限る。
 - 3 必要に応じて行を増やして使用すること。（1ページに収まらなくても構わない）

県外発注理由書

事業区分	経費の内容	発注先 事業者名	発注先 所在地	当該経費に係る 県内事業者の状況	県内発注できない理由、 県外発注で無ければなら ない理由

様

職氏名

印

令和3年7月豪雨災害企業復興成長応援補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった令和3年7月豪雨災害企業復興成長応援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「交付規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、交付規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書及び別紙に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の補助対象経費の額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 補助対象経費の額 金 円
(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書及び別紙に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額に、令和3年7月豪雨災害企業復興成長応援補助金交付要綱（令和3年7月19日付第202100103273号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第8条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、交付規則及び要綱の規定に従わなければならない。

1 実施主体の概要

企業名	
代表者職・氏名	
住所	
電話番号・ファクシミリ	
担当者職・氏名	
メールアドレス（担当者）	
業種	
資本金・出資金（千円）	
従業員数（代表者を除く）	人

2 実施内容

（1） 事業期間	開始	令和 年 月 日 ※令和3年7月7日以降の災害にあった日以後	完了	令和 年 月 日 ※最長令和4年3月31日まで
（2）復興計画				
被災施設・設備	被災の状況		実施内容	

※「実施内容」には、原状回復の具体的な手段（修繕、買い換え（機種）、整備等）並びに生産性向上の状況（最新機種への更新、機種のランクアップ、機能付加など）及び災害防護対策の状況（堅牢化、防護設備の追加、移転など）について具体的に記載すること

補助事業収支決算書

1. 収入の部

(単位：円)

科目	金額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
補助対象経費計		

2. 支出の部

被災施設・設備	経費内容	発注先 ／所在地	補助事業に要 する経費 (消費税を含む)	補助対象 経費 (消費税を除く)	負担区分	
					補助金負担	自己負担
計			()	()	()	()

※補助率 2/3

※千円未満切捨

- (注) 1 委託費及び工事費のうち、補助対象経費とできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限る。
 2 括弧内には交付決定時の金額を記載すること。
 3 必要に応じて行を増やして使用すること。(1ページに収まらなくても構わない)

鳥取県知事

様

所在地
名称
代表者名 印

令和3年度仕入控除税額確定報告書

令和3年7月豪雨災害企業復興成長応援補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 補助金の確定額及び補助対象経費の額
(1) 補助金の確定額 金〇〇〇〇〇〇〇円
(2) 補助対象経費の額 金〇〇〇〇〇〇〇円
- 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）
金〇〇〇〇〇〇〇円
- 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額
金〇〇〇〇〇〇〇円
- 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合）
 $(3 - 2) \times \frac{1の(1)}{1の(2)}$ 金〇〇〇〇〇〇〇円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所
名 称
代 表 者 職
代表者氏名

印

令和3年7月豪雨災害企業復興成長応援補助金に係る概算払請求書

年 月 日付第 号により交付決定を受けた令和3年7月豪雨災害企業復興成長応援補助金について、令和3年7月豪雨災害企業復興成長応援補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

補助対象経費額	円
概算払希望額	円
支払希望時期	令和 年 月 日頃
概算払を希望する理由	
口座情報	銀行名： 支店名： 種 別： 普通 ・ 当座 口座情報：(店番) _____ (口座番号) _____ 口座名義(フリガナ)： _____ ※請求者と口座名義人が異なる場合には、以下にもご記入ください。 請求者と口座名義人が異なりますが、以下の者に受領を委任します。 受任者氏名・住所(口座名義人) _____
添付書類	・ 様式第8号 経費支出計画書

第 号
令和 年 月 日

（企業名）
（代表者氏名） 様

鳥取県知事 平井 伸治

令和3年7月豪雨災害企業復興成長応援補助金概算払通知

令和 年 月 日付第 号で交付決定通知（及び 年 月 日付 第 号で変更承認通知）をした本補助金について、下記のとおり概算払をしますので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第19条の規定により通知します。

記

1 交付決定額	円
2 概算払額	円
3 残額	円